

令和7年度 いじめ防止基本方針

青森市立幸畑小学校

1 はじめに

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

- (1) いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- (2) いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- (4) いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

今回を契機に、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「いじめ防止基本方針」を策定した。

まずは、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- (2) 児童、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 児童と児童、児童と教職員をはじめとする、校内における温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深める。

2 いじめに対する基本的な認識

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは人間として絶対許されないという強い意識をもつこと。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ③ いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ④ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること。
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題であること。

(2) いじめの定義

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」

※ 起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

※ けんかであっても、しっかり調査して対応する。

※ 軽微な案件は、いじめという言葉を使わず指導する。(ただし、いじめとして校内で情報共有する)

(3) いじめの構造

◆被害者(いじめられている子)

◆加害者(いじめている子、いじめを指示している子)

◆観衆(いじめをはやしたてたり、面白がっていたりする子)

◆傍観者(見て見ぬふりをしている子)

(4) いじめの態様

① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

② 仲間はずれ、集団による無視をされる。

③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

⑤ 金品をたかられる。

⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

⑧ パソコンや携帯電話などで、誹謗・中傷やいやなことをされる。

(5) いじめの背景

学 校

- ・子どもと教師の人間関係が希薄になっている。
- ・教師の子どもに対するえこひいき。
- ・指導や決まりが厳しすぎて窮屈な雰囲気になっている。
- ・学校におけるルールがきちんとしていないか、守られていない。
- ・激しい競争関係。

子どもの心理

- ・不平や不満、いらだち、ストレスをいじめによって解消する。
- ・自尊心の傷つきをいじめで癒す。
- ・自己中心的な傾向にある。
- ・我慢する力の不足。

家 庭

- ・基本的な生活習慣が身に付いていない。
- ・家庭が「やすらぎの場」になっていない。
- ・親子間で心を通い合わせる場面が少ない。
- ・躾や規範意識が身に付いていない。
- ・過保護・過干渉。

地域社会

- ・地域の教育力の低下。(地域全体で子どもを育てるという意識が低下している)
- ・社会性の未発達。(ゲームなどによる遊びの孤立化・自閉化)
- ・地域の中に悪を見逃す場所や雰囲気がある。

社会全体

- ・いじめに対する認識の甘さ。
- ・異質なものを排除しようとする傾向。
- ・社会全体に人間関係が希薄化してきている。
- ・大人のモラルを欠いた行動等が子どもたちに影響を与えている。
- ・いじめの様相は大人社会の縮図である。

3 いじめの未然防止

※いじめは絶対に許されない行為であることを徹底させる。

コミュニケーション

- 子どもと一緒に過ごす時間を確保し、心を理解し、孤独感を与えない。
- 学級の中に居場所をつくり存在感を味わわせる。
- 仲よしアンケートをもとに個人面談を行い、コミュニケーションを行う。(毎月)

望ましい雰囲気づくり

- 教師と子ども、子どもと子どもの望ましい人間関係づくりに努める。(学級経営の充実)
- 生命尊重、人間尊重、個性尊重の精神の育成などに努める。
- 学期始めに、いじめ防止のための道徳や特別活動を実施する。(4月、8月、1月)

意欲をもたせる

- 成就感を味わわせる→「もっと～したい」という前向きな姿勢をもたせる。
- 認める→認められると「よしやるぞ」という気持ちがわく。

社会能力を育てる

- 自分の気持ちを伝え、相手の話を聞く力を育てる。
- 相手の立場や気持ちを思いやる気持ちを育てる。
- 社会におけるルールを守る力を育てる。
- 問題を解決する力を育てる。

共同体づくり

- 休み時間等の巡回(中、昼休み)
- 各分掌の役割と責任の明確化。
- 教師間の情報交換。
(毎週火、金曜日)
- 日常的ないじめに関わる教師の共同体。
- 養護教諭やスクールカウンセラーを有効に活用し、児童の心的ストレスの軽減を図る。

保護者との信頼関係づくり

- 安心して相談できる信頼関係をつくる。
- 日頃から情報交換に努める。
- 懇談会や面談など、保護者との情報交換や意見交換の場を設ける。(4、7、12、2月)

4 いじめの早期発見

※ いじめに対するアンテナを張り巡らし、早期発見に努める。

日常的な子どもの観察、児童生徒理解

《学校でのいじめのサイン》を見逃さない

- 隣りに誰も行きたがらない。
 - 急に遅刻、早退が多くなる。
 - 休み時間などに一人で黙々としている。
 - 持ち物がなくなる。
 - 机やノートに落書きされる。
 - 周囲があだ名で呼ぶ。
 - 授業中、誤答に対して皮肉、笑い声が起こる。
 - 注意された子に、クラスの視線が集中する。など
- ※児童の長期欠席について、「怠惰」「無気力」など表面的に捉えることなく、その背景にある人間関係まで注視し、いじめがあるのではないかとこの視点をもって見る。

《子どもの実態把握》に努める

- いじめアンケート調査(毎月)など
- 個人面談(毎月、必要と思われるとき随時)
- 先生と話そうデー(年3回)
- 日常観察
- 日記
- 心理テスト など

教職員の共通理解、協力体制、情報交換、研修
《教師間の情報交換》に努める。

- 日常的な情報交換といじめ対策校内委員会の実施。
(毎週火、金曜日)
- 長期休業中における児童の状況把握。(8、1月)
- 職員会議や学年会、生徒指導部会で話題に取り上げる。
- 保健室や相談室、部活動顧問からの情報。(随時)
- 教職員の資質向上を図る研修の実施。(長期休業中)
- インターネットやSNSなどの正しい使い方を学ぶ機会を設ける。

家庭・地域との連絡を密にし、情報交換

《家庭や地域でのいじめのサイン》

- 登校を渋る。
- 困まれている。
- おこらされている。
- 服が汚れている。
- 体に傷がある。
- 外に出たがらない。
- 転校をしたいと言いだす。
- 友達や先生を批判をする。
- 感情の起伏が激しくなる。
- 荷物を持たされている。
- 学校の話をしなくなる。
- など

5 被害者への対応

※ つらい気持ちを理解する。

(1) 教師の対応

- ① 話を共感的に聴く。(うなずいたり、訴えた言葉を繰り返したり)
- ② 分からないことを質問するときには相手の言葉をさえぎったりせず、自然な形で簡潔に。
- ③ 本人が努力していることを認め、指導や否定をしない。

※ 長期欠席、疾患、規則違反、男女交際など、いじめの材料になりやすい事象の指導に際しては、特に留意すること。

(2) 基本的な姿勢

- ① 余計な言葉をさしはさんだり、促したりせずに待つ。
- ② 話し出すまでの子どもの様子をよく観察する。
- ③ 子どもの表情やしぐさから、子どもの気持ちを察する。
- ④ その上で、子どもの話したいことを心を込めて聴く。

(3) 確認すること

- ① いつ頃から？どんな時に？
- ② どんなことから？何のきっかけで？
- ③ どこで？(教室、トイレ、帰り道など)
- ④ どんな方法で？(暴力、無視など)
- ⑤ 誰が？(グループ、命令する人など)

6 加害者への対応

※ いじめを許さない。

(1) 教師の対応

- ① 事実を明確にする。(要因、時期、場所、方法、そのときの気持ち)
- ② 事実在即して指導する。
- ③ いじめを認めたら、相手の身になって考えさせ、反省を求める。
- ④ 認めなかったり反省しなかったりした場合、背景を詳しく調べ、対応する。

(2) 基本的な姿勢

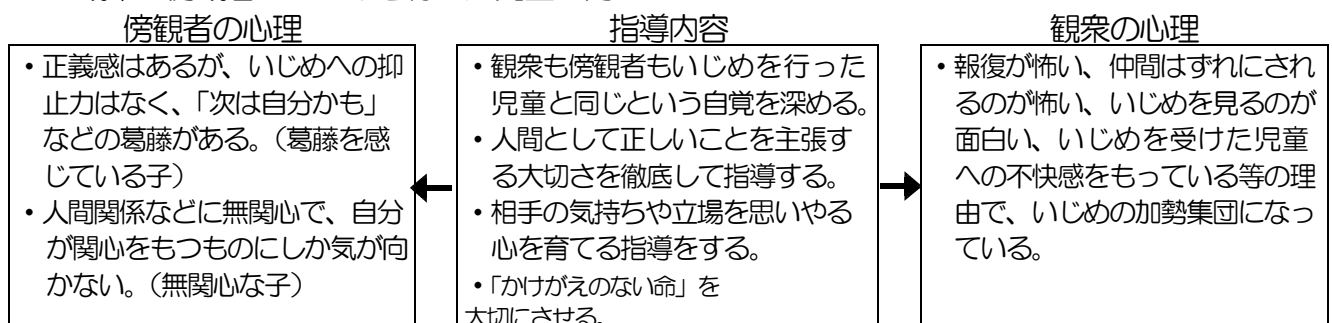
- ① いじめは許すことができない問題であることを厳しく認識させる。
- ② 間違った考えに気付かせたり、豊かな人間関係の重要性に気付かせたりする。
- ③ よりよい集団づくりへの意欲をもたせる。

(3) 保護者への対応

- ① 保護者の心情を理解する。(怒り、情けなさ、今後の不安、追いつめられ攻撃的な態度を取ることもあるので、子どもの長所を認めたり親の苦勞も認めて対応する。)
- ② 事実だけをきちんと伝える。
- ③ 具体的な助言をする。
- ④ 共に子どもの立ち直りを目指す姿勢を示す。

7 観衆・傍観者への対応

※ 観衆・傍観者もいじめを行った児童と同じ



8 いじめ解消の定義

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上止んでいること」、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこととする。

9 家庭・地域や関係機関との連携

※ 情報連携から行動連携へ

(1) 家庭・地域との連携

- ① 家庭や地域からの情報を大切にする。
- ② 問題を学校のみで解決することに固執せず、日頃から情報提供をし、協力要請をしていく。
- ③ 学校と保護者や地域代表との情報・意見交換の機会を設ける。(6月、2月)
- ④ 参観日の懇談会で、情報の共有化を図る。
- ⑤ **保護者と教員が合同で勉強会をしたり、情報交換をしたりする場を設ける。**

(2) 関係機関との連携

- ・医療機関・・・けがや病気の治療などが必要な場合
- ・児童相談所・・・保護や矯正が必要な場合
- ・心の相談室・・・心理的なケアが必要な場合
- ・警察・・・傷害罪など、犯罪行為にあたる場合
- ・教育委員会・・・体制づくりや今後の対応などへの助言や支援を求めたい場合

10 重大事態への対応について

- ※ いじめの重大事態については、「青森県いじめ防止基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年度3月文部科学相）」により適切に対応する。
- ※ 児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。
- ※ 重大事態対応フロー図参照

11 その他

- ① いじめ防止のための具体的な指導内容のプログラム化を図る。(学校いじめ防止プログラムの策定)
※学校いじめ防止プログラム参照
- ② いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定める。(早期発見・事案対処のマニュアルの策定)
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、取組状況や達成状況を評価し、いじめ防止のための取組の改善を図る。教員評価においても取組を評価する。
- ④ 児童生徒、保護者及び関係機関が、学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、必ず年度始めに説明する。
- ⑤ 学校いじめ対策組織が実効的に機能するよう、組織の構成を適宜工夫・改善できるようにするとともに、情報の収集と記録、共有を行う役割を機能させ、組織的に対応する。教員が児童生徒の訴えを抱え込んだり、個人で判断したりしない。
- ⑥ いじめを行った児童生徒の立ち直りを支援する。
- ⑦ 「青森市いじめの認知に係る標準指針」に基づき、いじめの防止対策の再点検を実施する。